

サービス付き高齢者向け住宅定期報告書

年 月 日

堺市長 殿

登録申請者 住所（所在地）
（事業者） 氏名（名称）
（代表者氏名）
電話番号

堺市サービス付き高齢者向け住宅立入検査等実施要領第2条の規定により、次のとおり報告します。

※根拠規定における「法」とは、「高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）」のことを示す。
※根拠規定における「老福法」とは、「老人福祉法」のことを示す。

登録番号		住宅名称				
事業者名		住宅住所	堺市			
報告者名		入居開始日	年 月 日			
T E L		メールアドレス				
F A X		入居者数		入居率（戸数単位）	%	
項目	内容		はい	いいえ	非該当	根拠規定
登録の基準	(1) 登録住戸を他の用途に利用していない。		☐	☐	☐	法1条
	(2) 登録事項や添付書類に変更があった場合、30日以内に市長へ変更の届出をしている。		☐	☐	☐	法9条
	(3) サ高住に登録後、改修等を行い、申請内容に変更が生じている。 「はい」の場合、以下回答すること。		☐	☐	☐	法7条
	・変更届出書を提出済みである。「いいえ」の場合、以下①～③を回答すること。		☐	☐	☐	
	①各居住部分の床面積について		☐	☐	☐	法7条第1項1号
	・25平方メートル以上あり、問題ない。		☐	☐	☐	
	・床面積は25平方メートル未満だが、共同利用部分の床面積（居間・食堂等）が25平方メートルとの差以上である。※原則、登録時、新築であった物件のみ回答		☐	☐	☐	
	・床面積は18平方メートル以上あり、共用部分に十分な面積の居間・食堂を備えている。※原則、登録時、既存であった物件のみ回答		☐	☐	☐	
	・担当部局に相談中である。		☐	☐	☐	
	②構造、設備について		☐	☐	☐	法7条第1項2号
	・台所、収納設備、又は浴室を各住戸内に備えている。		☐	☐	☐	
	・台所、収納設備、又は浴室を各住戸内に備えていないが、堺市サービス付き高齢者向け住宅の登録に係る運用基準を満たしている。		☐	☐	☐	
	・施錠可能な収納設備を住戸と同数以上設置している。		☐	☐	☐	
	・浴室を男女別かつ10住戸につき1人分の浴室を設置している。 （ただし、エレベータがない場合は居室のある階ごとに設置）		☐	☐	☐	
	・台所においては、居室のある階ごとに、入居者が共同利用できる調理施設（コンロ、シンク及び調理台を備えたもの）を1組以上備えていること。		☐	☐	☐	
・緊急通報装置を居室内に備えている。		☐	☐	☐		
・担当部局に相談中である。		☐	☐	☐		
③バリアフリー構造（加齢対応構造等）について		☐	☐	☐	法7条第1項3号	
※バリアフリー構造適用部 ●床・・・段差等●居室・・・出入口の幅等●居住部分の階段・・・段差等 ●通路・・・幅等●浴室・・・出入口の幅、広さ、手すり等●便所・・・手すり等		☐	☐	☐		
・登録基準を満たしている。		☐	☐	☐		
・担当部局に相談中である。		☐	☐	☐		

項目	内容	はい	いいえ	非該当	根拠規定
登録の基準	(4) 現入居者全員は下記の①、②どちらか一方の年齢要件を満たしている。	☐	☐	☐	法7条第1項6号
	・①単身高齢者か②高齢者＋同居者（高齢者には60歳未満の要介護認定、要支援認定者を含む）	☐	☐	☐	
	(5) 安否確認、生活相談サービス体制について	☐	☐	☐	法7条第1項5号
	①日中常駐し、サービスを行う専門職員を配置し、人数及び総人員を明記している。	☐	☐	☐	
	②専門職員は以下のいずれかに該当している。	☐	☐	☐	
	●社会福祉法人の職員●自ら設置する住宅を管理する医療法人の職員 ●委託を受けてサービスを提供する社会医療法人の職員 ●居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者の職員（介護予防サービス事業者の職員を含む） ●有資格者（医師、看護師、准看護師、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、介護職員初任者研修課程修了者）	☐	☐	☐	
	③職員が常駐していない時間帯は、緊急通報装置で把握できている。あるいは、夜間等を含め24時間、職員が常駐している。	☐	☐	☐	
	(6) 入居契約関係について	☐	☐	☐	法7条第1項6号
	①入居者と書面（電磁的記録を含む）により契約をしている。	☐	☐	☐	イ
	②部屋番号を記載するなど、居住部分を明示した契約である。	☐	☐	☐	ロ
③権利金（敷引きを含む）その他の金銭を受領していない。	☐	☐	☐	ハ	
④入居者の同意を得ず、変更及び契約解除できない契約となっている。	☐	☐	☐	ヘ	
(7) 前払金は発生していない。「いいえ」の場合、以下回答すること。	☐	☐	☐	法7条第1項6号	
	①入居者と書面（電磁的記録を含む）により契約をしている。	☐	☐	☐	二、ホ
	②前払いした家賃等の返還債務が消滅するまでの期間を書面（電磁的記録を含む）にて説明している。	☐	☐	☐	法17条
	③上記期間中に契約解除、死亡等で契約終了した場合の返還額の推移を書面（電磁的記録を含む）にて説明している。	☐	☐	☐	法17条
誇大広告の禁止	(8) 事実に相違する表示や実際より著しく優良で若しくは有利であると誤認させるような表示を行っていない。	☐	☐	☐	法15条
契約締結の説明	(9) 入居契約は、賃貸借契約である旨、書面（電磁的記録を含む）にて説明している。	☐	☐	☐	法17条
	(10) 入居契約の内容に関する事項（重要事項説明を含む）を書面（電磁的記録を含む）を交付して説明している。	☐	☐	☐	法17条
	(11) 登録申請時に添付した契約書様式と同じ書式で入居契約している。	☐	☐	☐	法9条
帳簿の備付け等	(12) 登録住宅の修繕及び改修の実施状況を帳簿に記載し保存している。	☐	☐	☐	法19条
	(13) 入居者からの金銭受領の記録を帳簿に記載し保存している。	☐	☐	☐	法19条
	(14) 入居者に提供した高齢者生活支援サービスの内容を帳簿に記載し保存している。	☐	☐	☐	法19条
	(15) 緊急やむを得ず身体的拘束を行った場合の、態様及び時間、入居者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記載している。	☐	☐	☐	法19条
	(16) 入居者及び家族からの苦情内容を帳簿に記載し保存している。	☐	☐	☐	法19条
	(17) サービス提供で、事故が発生した場合の状況及び処置内容を記載し保存している。	☐	☐	☐	法19条
	(18) 紙、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録されたものがある。	☐	☐	☐	法19条
	(19) 帳簿は各事業年度の末日で閉鎖し、2年間保存するようになっている。	☐	☐	☐	法19条
その他遵守事項	(20) 入居者の金銭等について、管理規程や契約等に基づかず、事業者（委託事業者を含む）が直接管理していない。	☐	☐	☐	
	(21) 入居者に対して以下の①～④のいずれかのサービスを提供している。 ①食事の提供、②介護（入浴、排泄、食事）、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理	☐	☐	☐	老福祉29条
	(22) その他堺市登録基準に照らし、遵守事項を満たしている。	☐	☐	☐	
(備考) ※「いいえ」の理由等を記入					